○農林水産省告示第千五百四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　L－アスコルビン酸、L－アスコルビン酸カルシウム、L－アスコルビン酸ナトリウム、L－アスコルビン酸－2－リン酸エステルナトリウムカルシウム、L－アスコルビン酸－2－リン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、β－アポ－8′－カロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、L－アラニン、L－アルギニン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンゾイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、塩酸L－リジン、L－カルニチン、β－カロチン、カンタキサンチン、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、L－グルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dl－α－トコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニン、DL－トリプトファン、L－トリプトファン、L－トレオニン、DL－トレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチンアミド、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、L－バリン、D－パントテン酸カルシウム、DL－パントテン酸カルシウム、d－ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD_3油、ビタミンE粉末、25－ヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、DL－メチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル、硫酸亜鉛（乾燥）、硫酸亜鉛（結晶）、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸コバルト（乾燥）、硫酸コバルト（結晶）、硫酸鉄（乾燥）、硫酸銅（乾燥）、硫酸銅（結晶）、硫酸ナトリウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（結晶）、硫酸マンガン、硫酸L－リジン、リン酸一水素カリウム（乾燥）、リン酸一水素ナトリウム（乾燥）、リン酸二水素カリウム（乾燥）、リン酸二水素ナトリウム（乾燥）及びリン酸二水素ナトリウム（結晶）並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤	二　L－アスコルビン酸、L－アスコルビン酸カルシウム、L－アスコルビン酸ナトリウム、L－アスコルビン酸－2－リン酸エステルナトリウムカルシウム、L－アスコルビン酸－2－リン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、β－アポ－8′－カロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、DL－アラニン、L－アルギニン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンゾイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、塩酸L－リジン、β－カロチン、カンタキサンチン、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、L－グルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dl－α－トコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニン、DL－トリプトファン、L－トレオニン、DL－トレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチンアミド、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、L－バリン、D－パントテン酸カルシウム、DL－パントテン酸カルシウム、d－ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD_3油、ビタミンE粉末、25－ヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、DL－メチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル、硫酸亜鉛（乾燥）、硫酸亜鉛（結晶）、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸コバルト（乾燥）、硫酸コバルト（結晶）、硫酸鉄（乾燥）、硫酸銅（乾燥）、硫酸銅（結晶）、硫酸ナトリウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（結晶）、硫酸マンガン、硫酸L－リジン、リン酸一水素カリウム（乾燥）、リン酸一水素ナトリウム（乾燥）、リン酸二水素カリウム（乾燥）、リン酸二水素ナトリウム（乾燥）及びリン酸二水素ナトリウム（結晶）並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千五百五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　齋藤　健